



WWF

FACTSHEET

JUNE

2020

感染症パンデミックを防ぐために、 緊急に見直すべき野生生物取引の 規制と管理

～ 動物由来感染症とエキゾチックペット取引 ～



© TRAFFIC

世界中に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症。このウイルスは、動物からヒトへうつる「動物由来感染症¹」であるとされ、野生動物取引市場との関連性が疑われています。そして、アジアで見られるような不衛生かつ、さまざまな動物が過密な環境下で販売される野生動物取引市場が動物由来感染症の出現や感染拡大の要因となる可能性があるという問題視されています。こうした市場と日本のエキゾチックペット²取引の関わり、そして、日本の市場の課題について考えます。

1. 密輸されるエキゾチックペット

エキゾチックペット輸入大国である日本は、世界中からキツネやフクロウ、カメ、トカゲなど多種多様な動物を輸入しています。日本のペット市場で取引される動物の中には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）³」で輸入が規制されている動物も含まれていますが、こうした動物は、高値で取引されることから、密猟や密輸が後を絶ちません。

TRAFFICの調査によると、2007年～2018年にワシントン条約に違反したとし、日本の税関が押収したエキゾチックペットとして利用される動物は1,161匹。このほか、海外でも少なくとも1,207匹が日本向けの密輸として押収されています。押収された事例の中には、動物由来感染症を引き起こすおそれがあるとされ、日本の法律で輸入が禁止されている動物や、検疫や事前の届出が必要な動物が数多く確認されました。水際で押収される動物は、密輸される動物の氷山の一角であると指摘されています。密輸によって、知らぬ間に病原体が日本に持ち込まれる危険性は否定できません。

表1 2007年～2018年に日本に向けた密輸として押収された動物の一部

動物（学名）	場所（匹）	
	日本	海外
コウモリ目 (Chiroptera)	10	
サル目 (Primates)	185	34
カワウソ亜科 (Lutrinae)	14	43
トビネズミ科 (Dipodidae)		4
ウッドチャック (<i>Marmota monax</i>)		4
フェネック (<i>Vulpes zerda</i>)	1	2
ベンガルヤマネコ属 (<i>Prionailurus</i> spp.)	2	
フクロウ目 (Strigiformes)	43	11
タカ目 (Accipitriformes)	11	16

1 世界保健機関（WHO）では「人と人以外の脊椎動物の間で自然に移行する病気又は感染」と定義している。感染した動物の体液や体毛への接触、咬傷（直接伝播）、汚染されたペットフード等への接触、ダニ、蚊といった動物の媒介（間接伝播）によってヒトにも感染する。

2 イヌやネコといった伴侶動物ではなく、主に海外原産の野生動物を指す。

3 輸出入を規制し、野生生物を保護することを目的とした国際条約

2. 公衆衛生を目的とした動物の輸入規制

日本の空港、港湾では公衆衛生向上のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」、「狂犬病予防法」に基づき、動物由来感染症の発生予防・蔓延防止を図っています。病原性の強さや発症率の高さ、予防法の確立の有無などさまざまな視点から、病原体や感染症のリスクを評価し、危険度に応じて、輸入および輸入時の検疫・届出の規制を設けています。

表2 感染症法、狂犬病予防法に基づく輸入動物の水際対策概要

対象動物 (生きた動物に限定)	対策	確認された感染症例
イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、サル、コウモリ、ヤワゲネズミ	輸入禁止	エボラ出血熱、マールブルグ病、重症呼吸器症候群（SARS）、ラッサ熱、ペスト
イヌ、ネコ、アライグマ、キツネ、スカンク、特定地域のサル（試験研究・展示用）	輸入検疫	狂犬病、野兔病
全ての陸生哺乳類、鳥類	輸入届出	ウェストナイル熱、オウム病、鳥インフルエンザ

3. 国内エキゾチックペット市場の問題と感染症リスク

日本国内での動物の飼育や販売等は「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）⁴」、および「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）⁵」で管理されています。しかし、これらの法律では、販売される多くの種について、個体の入手の合法性やトレーサビリティの開示を求めています。そのため、消費者は、販売されている個体が、合法に、適切な衛生手続きを経て輸入されたかどうか、確かめる手立てがないのです。密輸された個体も、ひとたび水際をすり抜けてしまえば、合法に輸入、あるいは国内で繁殖された個体としてロンダリング（洗浄）されてしまいます。

こうした法律の不備は、日本のペット市場に密猟、密輸される個体を流入させやすくし、動物の運搬や水際の監視に携わる人々、消費者が不意に病原体に接触してしまう危険性や感染症拡大のリスクを高めます。また、合法に輸入された、あるいは国内で繁殖された個体であっても、さまざまな動物が狭い空間に押し込められ、不十分な衛生管理の下で飼養、販売されれば、種や分類群を越えて感染症が伝播し、これまで確認されていなかった未知のウイルスが出現し、人間に重篤な病気をもたらす可能性もあります。

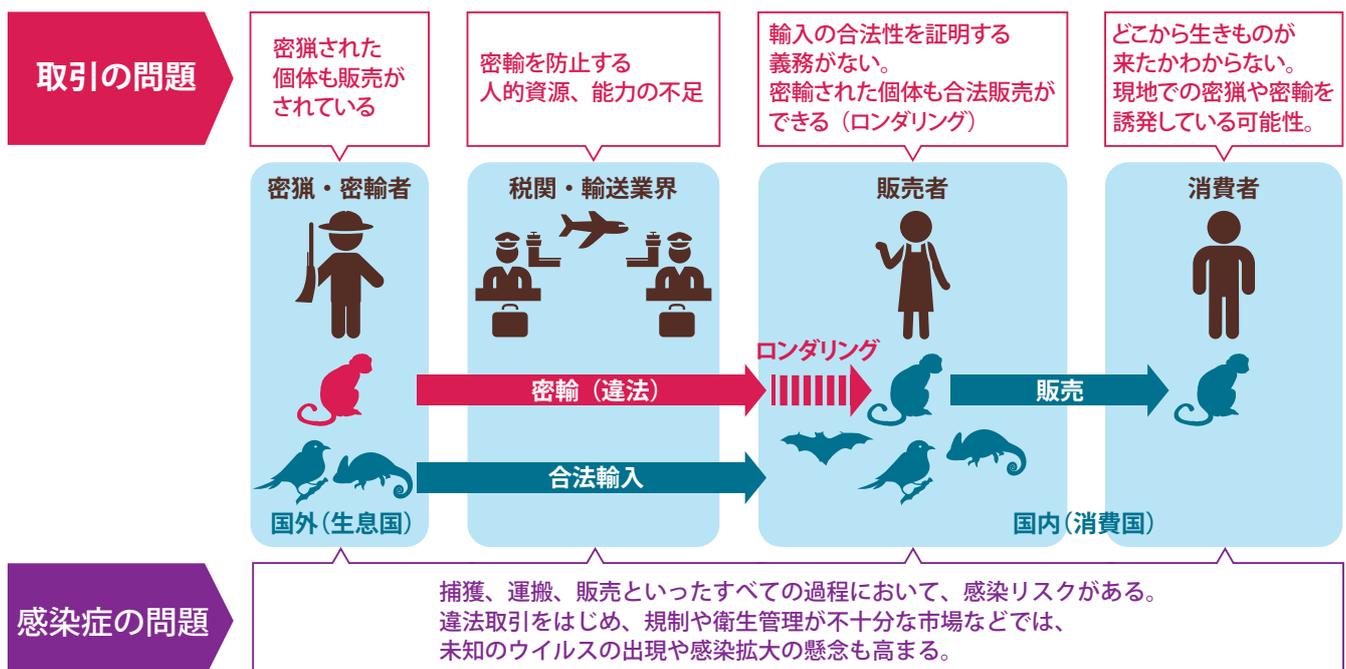


図1 エキゾチックペット取引の問題と感染症リスク

4 動物の愛護と適切な管理を目的に飼育やペット取引を管理する法律

5 国内に生息・生育する、又は、海外原産の希少な野生動物を保全するために必要な措置を定めた法律

4. ハイリスクなアジアの市場から日本へ

タイやインドネシア、中国といった東・東南アジアでは、ペットや食肉、薬利用を目的とした野生動物取引市場があり、その中には違法取引の存在も確認されています。生きた動物や食肉が不衛生かつ過密な環境で保管、輸送、販売されることで未知の感染症の温床となっています。また、アジア市場は、野生動物の供給地としてだけでなく、アメリカやアフリカ諸国からの中継地としても利用されています。世界中から生きた動物や野生動物製品が集められ、取引される市場では、多くの人が往来し、感染症が世界中へ拡散する危険性も高まります。

TRAFFIC の調査によると、2007 年～2018 年に日本の税関が差し止めた日本向けのエキゾチックペットの密輸は、55%が東南アジアから、続いて 36%が東アジアから輸出されたもので、タイおよび中国本土、続いてインドネシアおよび香港が、日本への主要な輸出元であることがわかっています。特に、感染症リスクの高い病原体を保有するとされ、輸入規制がされている哺乳類と鳥類の輸出元は、すべてアジア諸国であったことも示されました。日本のエキゾチックペット取引が、感染症を拡散させる可能性がある市場に関与し、またそうした市場から日本の国内市場に密輸動物が流れ込んでいることは明らかです。不用意にエキゾチックペットを求める需要が、そうした問題視される市場や取引を活性化、拡大させている懸念もたれます。

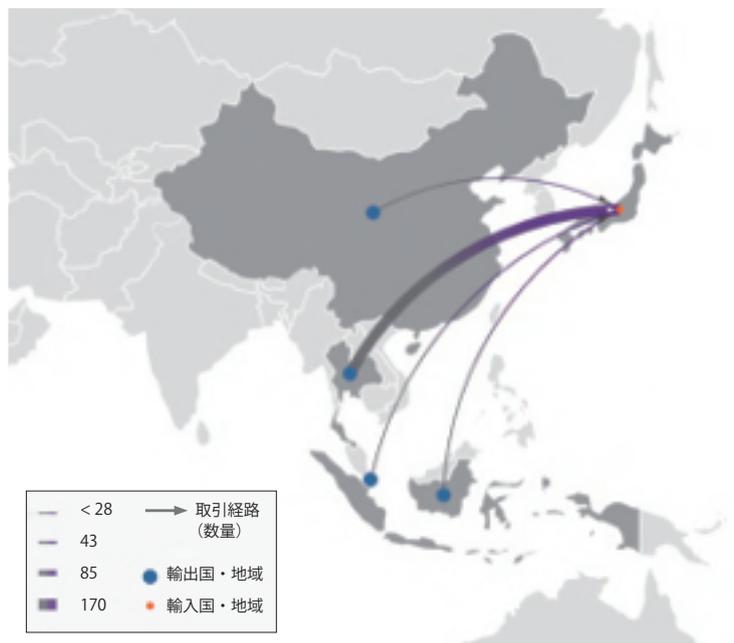


図 2 2007 年～2018 年に日本の税関でワシントン条約違反として差し止められた哺乳類の輸出国 (N = 219 匹)

Kitade, T. and Naruse, Y. (2020). Crossing the red line: Japan's exotic pet trade. TRAFFIC, Tokyo, Japan より

5. 環境破壊が感染症拡散の危機を高める

感染症リスクを高める人間の活動は、野生動物の捕獲、違法取引だけでなくではありません。森林減少によって、人が野生動物の生息地に足を踏み入れやすくなる、一方で、生息地を奪われた野生動物が人里へ移動することで人や家畜との接触機会が増える、また、地球温暖化によって感染症を媒介する動物が増加、生息域が変化するという問題が生じています。動物の個体群の著しい増減、生息地や気候の変化など、感染症の発生、拡大の要因は数多くあり、影響し合います。

人、動物、それらを取り巻く環境が相互に繋がっていることから、地球全体を One Health (ワンヘルス) と捉え、人と動物の健康、そして環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、問題解決に取り組むことが重要です。



図 3 ワンヘルスのイメージ

Jeffries, B. (2020). The loss of nature and the rise of pandemics. WWF Italy Rome, Italy より

6. WWF からの緊急提言

こうした問題をふまえ、WWF ジャパンは日本国内のエキゾチックペット取引における問題解決のために、以下を求めています。

▶消費者

エキゾチックペットとの付き合い方の再考

エキゾチックペットが未知の病原体を保有している危険性、自らと周囲への感染症リスクを理解する。新たな感染症の出現や感染拡大の危険性が高いと指摘されるアジアの野生生物取引市場と日本のペット市場との関係性を認識し、合法性や安全性が確認できないエキゾチックペットの購入は控える。すでに飼育しているエキゾチックペットについては、衛生環境の維持に努め、終生飼育する。

▶ペット業界

自主的取り組みの早急な導入

密輸された個体の国内市場への侵入を防止するため、販売個体の入手合法性証明の開示を行う。また、感染症リスクが高いと指摘される動物種、分類群の取引の自粛や販売、展示における衛生管理の徹底など安全性に十分配慮したエキゾチックペット取引の実現に向け、自主的な方針の策定と取り組みを行う。

▶水際・輸送業界

エキゾチックペット密輸防止のための能力向上と連携

水際での野生生物の密輸や病原体の侵入阻止のため、税関、検疫所、輸送業界が連携し、執行強化を図る。

▶国会議員、関係省庁、地方自治体など政策決定者

規制強化に向けての迅速な検討と対応

エキゾチックペット取引市場において、合法かつ安全性が十分に担保された動物のみが取引可能となる法的仕組みを導入する。また、水際での感染症予防について、現行の輸入規制や執行状況が十分であるか、国際社会の動向や他国の取り組み、専門家などの意見を参考に検討を開始し、必要な対策を講じる。感染症問題に包括的、効果的に取り組むために、国会議員、関係省庁（環境省、厚労省、農水省など）、地方自治体は有識者、NGO らと連携し、分野横断で解決に取り組む。



参考文献

- CDC, "Zoonotic Diseases," <https://www.cdc.gov/onehealth/basics/zoonotic-diseases.html>
- Jeffries, B. (2020). The loss of nature and the rise of pandemics. WWF Italy, Rome Italy
- Kitade, T. and Naruse, Y. (2020). Crossing the red line: Japan's exotic pet trade. TRAFFIC, Tokyo, Japan
- 厚生労働省 (2020). 『動物由来感染症ハンドブック 2020』 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index.html
- 宇根有美「最近の輸入動物の感染症について」『日本野生動物医学会誌』第16巻2号

2nd edition: revised on 30 June 2020.



人と野生生物が共に自然の恵みを受け続けられる世界を目指して、活動しています。

together possible. www.wwf.or.jp

本件に関するお問い合わせ

WWFジャパン (公財)世界自然保護基金ジャパン
野生生物グループ
wildlife@wwf.or.jp Tel: 03-3769-1716
東京都港区三田1-4-18 三田国際ビル3階